

給与支払報告に係る場合

給与支払報告書提出後に給与所得者が退職し、新年度の特別徴収ができなくなった場合については、『給与支払報告に係る給与所得者異動届出書』の提出が必要となります。
本人が直接納付することとなるため、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で③を選んでください。

付 受 印 4	市町村民税 道府県民税特別徴収		給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書		整理番号					
	京丹後市長	令和 4 年 10 月 10 日 提出	〒 627-8567	所在地 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地	担当 課係 人事課 給与係	3 年度 特別徴収 指定番号	特別徴収 宛名番号			
				名称 京丹後株式会社	担当 氏名 京丹後 二郎	4 年度 特別徴収 指定番号	特別徴収 宛名番号	12345678		
				個人・法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当 電話番号 0772-69-0000					
					内線 9999			98765432		
給 与 所 得 者	フリガナ 氏名	キョウタンゴ イチロウ 京丹後 一郎	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分 月分 月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 令和 4 年 2 月 28 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法 番号を記入 3 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 控除社会保険料額
	生年月日	元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 45 年 12 月 1 日		円	円	円		番号を記入 2		円
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2								
	住所 1月1日 現在 異動後	京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地 同上								

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務 先(特別徴 収義務者)	所在地	〒	特別徴収指定番号	氏名	新しい勤務先へは、 割額 円 を 月分
	フリガナ				(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
	法人番号				受給者番号
					納入書の要否
					番号を記入 1 必要 2 不要

税額が確定していないため、記載の必要はありません。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1 異動年月日が 12月31日 以前でかつ本人からの申出があったため。 ← 2 異動年月日が 1月1日 以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した金額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。
-------	--	----------------------------	---	-----------------------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が 1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 ← 1 異動年月日が 6月1日~12月31日 でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が 1月1日~4月30日 でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	旧 特別 徴収 処理 欄	3年分	月分以降の 月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他	入力者	点検
			4年分	月分以降の 月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 5.その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L